

図書館だより

～ 今月のおすすめ本 ～



休む技術

西多 昌規

休日を楽しめなくなっている人、だらだらと過ごしてしまう人、休暇を取ることに罪悪感を感じる人、読んでみませんか。休暇の取り方、過ごし方、快眠の方法など、心と体を休めるヒントがいっぱい。上手に休んでパフォーマンスを上げる。それがねらいです。(東)



日本百富士 ふるさと 100 名山

敷島 悦朗

日本中にあるご当地富士山。舞鶴にも若狭富士(青葉山)や丹後富士(建部山)があります。各地から、ふるさと自慢の100山を取り上げて、その姿や来歴、登山コースなどを紹介。行って、眺めて、登ってみたいくなります。(西)

▶詳しくは、東図書館(☎62・0190) 西図書館(☎75・5406)へ。

くらしの豆知識⑨

～ TSマークをご存知ですか? ～

TSマークは「TRAFFIC SAFETY(交通安全)」の頭文字を取ったもので、自転車安全整備店の自転車安全整備士により整備・点検され、道路交通法上の基準に適合した安全な普通自転車としての「証」のマークです。



このマークには、自転車事故を起こした場合に、死亡・重度後遺障害に対する傷害保険金や賠償責任保険金が支払われる「TSマーク付帯保険」が付いており、支払われる保険金の額によって「青色」と「赤色」の2種類があります。有効期限は点検日から1年間。点検費用は有料です。

自転車事故から身を守るため、また、人を傷つけないためにも、交通ルールやマナーを守ることはもちろん、日ごろから定期的に正しく整備された自転車に乗ることが重要です。

▶詳しくは、市民相談課(☎66・1006)へ。

「引き揚げ」の記憶を次世代へ

舞鶴引揚記念館に展示・保管している海外からの引き揚げやシベリア抑留などに関する約1万2千点の資料の中から、今回は「箸・箸箱」を紹介します。

終戦直前の昭和20年8月9日、旧ソ連軍は急ぎよ、満州や南樺太などに侵攻してきました。その約2週間後にはスターリンの命令によって多くの日本兵がシベリアへと連行されました。その多くの人たちは、途中で紛失や強奪などにより持参したものはほとんど失い、何も持たない状況でした。

そのため、普段の生活に必要なものは、自らの手で作るほかなかったのです。その一つが今回紹介する「箸・箸箱」です。

箸は、金属の破片を集めて溶かして作られたものもありましたが、その多くは木製で、シベリアに多く植生する白樺の木で作られていました。

また、道具には、木の伐採作業で使う手斧やガラスの破片、金属片などで作っていたことが寄贈者の証言や手記・体験記に残されています。

箸箱も白樺を使ったものが寄贈されています。箸箱のふたにはコイの滝登りやショウブの花を彫刻したものがあり、日本人特有の美的感性が表れています。



箸・箸箱

当館に展示されているものの中には、收容所の仲間が作成してくれたという二膳収納ができる“夫婦箸箱”があります。独身であった戦友に生きて祖国へ帰り、伴侶をえたときに使って欲しいと送られたものです。そこには、過酷な環境下で自分自身の命を守ることに精一杯であったにも関わらず、仲間を思う優しさが込められているのです。

▶詳しくは、引揚記念館(☎68・0836)へ。

ドクターTのひとりごと

その⑩ 台風18号災害対策プロジェクトチーム設置

特別警報が初めて京都府、福井県、滋賀県に発表されました。舞鶴市では早めに自主避難所を開設し、気象情報に基づき、防災行政無線、まいづるメール配信、市ホームページ、そして広報車で、大雨・洪水・土砂災害への注意喚起や避難勧告を行いました。今回の台風18号による災害では、幸いにも人的被害は無かったものの、由良川の氾濫により加佐地区の住宅や農業に、西舞鶴地区では高野川に隣接する住宅や商業などに大きな被害が発生しました。17日より日常業務を最小限の市職員で対応し、食料や飲料水などの物資の配布、水道・下水道の不具合解消、し尿収集、災害ゴミ処理、公営住宅の手配などの緊急生活支援、被災道路の応急復旧と被害の状況把握に全職員が総力で取り組む中、多くのボランティアの方々による応援を頂き、概ね1週間で緊急対応を終えることが出来ました。今回、災害救助法、被災者生活再建支援法及び農業激甚災害の適用を受け、9月26日には台風18号災害対策プロジェクトチームを設置し、災害復旧に全力かつ最優先で取り組んでいます。平成16年の台風23号による大災害の後、僅か9年で再び大災害を受けたことを考慮すると、台風23号災害時の生活支援策を基本とし、かつ地元産業が存続可能となる特別措置も必要であると考えています。

530 ごみブクロウの『エコな生活ホーホー』教えます!

ごみ減量のために、3Rに取り組みましょう。3Rとは、3つの言葉の頭文字をとって作られたキーワードです。

Reduce (リデュース) ごみそのものを減らす

マイバッグを持参する、ばら売りや量り売りを利用する など



Reuse (リユース) 繰り返し使う

フリーマーケットやリサイクルショップを活用する など



Recycle (リサイクル) 資源として再利用する

きちんと分別してごみを出す、生ごみをたい肥にして利用する など



《生活環境課》

広げよう人権の輪

おとし、滋賀県大津市内の中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺をした事件は、その深刻さに加え、関係機関の対応などがメディアに大きく取り上げられ社会的に注目を集めました。しかし、その後も各地でいじめは繰り返し起こり、いじめが原因とみられる自殺によって尊い命が失われています。

大津市の事件などを受け、この9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律は、いじめが教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に危険を生じさせるとして、いじめをなくすために作られました。

子どもが、特定の子どもを心理的、物理的に攻撃することで(インターネットの利用を通じて行われるものも含む)、心や身体が傷ついたり、その子どもが心身の苦痛を感じているものをいじめであると、定義づけています。また、誰であってもいじめを行ってはならないと禁止し、さらに、いじめ防止のための対策を推進することは社会全体の課題として、国、地方公共団体、学校設置者、学校そして保

～ いじめ防止対策推進法 ～

護者の果たすべき責務を明確にしています。

なかでも、保護者には「子どもを教育する最も重要な責任があり、子どもがいじめをしないよう育てる努力をしなければなりません」とその責務を位置付けています。保護者として一人ひとりの子どもを、「自分自身を大切に思い、互いの違いを個性として受け止め、誰に対しても思いやりやいたわりの心」をもって接することができるように育てていくことが大事な使命ではないでしょうか。

この法律の施行を機に、家庭や保護者の責任を今一度考えてみませんか。

10月20～26日は、
「いじめ対策啓発週間」